

〔事案 25-112〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人の説明が不十分であったとして、転換契約の無効および転換前契約へ戻すことを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 6 年 8 月に契約した定期保険特約付終身保険を、平成 16 年 7 月に利率変動型積立保険に契約転換した。しかしながら、契約転換時、募集人より、「転換後契約は終身保険である」との説明を受けたが、実際は終身保険ではなかったため、転換契約を取り消して、転換前契約に戻してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の内容は、転換比較表や契約申込書等の募集資料に明記されている。
- (2) 募集人が誤説明を行ったこと、および、それにより申立人が錯誤に陥ったことが分かる客観的事情は判明していない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、不実告知による取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）、もしくは、錯誤（民法 95 条）にもとづく本契約の無効を求めるものと判断する。

2. 不実告知の主張について

虚偽の説明を行ったか否かについて、当事者双方の言い分は異なっており、契約転換時の申立人と募集人のやりとりの内容は必ずしも明らかではない。また、転換後契約が終身保険でないことは、設計書、契約申込書、保険証券の記載内容から明らかであり、容易に虚偽であることが分かるような説明を、募集人があえて行なう理由は見当たらず、他にそれを証明する証拠もないので、申立人の主張は認められない。

3. 錯誤無効の主張について

仮に、申立人の錯誤が要素の錯誤であったとしても、契約転換時に示されたことを申立人も認めている転換比較表や契約申込書の記載は、転換後契約は終身保険ではないことが容易に理解できる内容といえることから、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ない。よって、申立人の錯誤無効の主張は認められない。